

自然公園法の施行状況等を踏まえた必要な措置に係る 論点の整理について（案）

1 検討の背景と進め方について

平成 15 年の改正自然公園法の施行から 5 年を経過したことから、同法附則第 2 条に基づき、施行状況等を踏まえた自然公園制度に関する必要な措置の検討が必要。

改正後、第 3 次生物多様性国家戦略の策定及び生物多様性基本法の制定、海洋基本計画の策定等において、生物多様性の保全の観点からの更なる自然公園に係る施策の充実が求められているところ。

このような状況を踏まえ、自然公園制度に係る必要な措置について、当面必要となる制度的な内容を基本とし、中長期的な課題も含めて検討を行うものとする。

2 課題と検討の方向性について

（１）国立・国定公園における生物多様性保全の充実

海域保全の充実

【現状】

生物多様性の保全上、また、自然景観の保全上から、浅海域の藻場、干潟、サンゴ礁等は重要。しかし、例えば干潟面積のうち国立・国定公園の占める割合は1割にも満たない。

海域での自然とのふれあいは、優れた自然環境を有する海域において、シーカヤック、ダイビング、磯観察など多様化・増加している傾向。

サンゴ礁や藻場などの優れた海中景観は海中公園地区に指定して保護を図っている。一方で、動力船等による海域の生態系や利用環境に影響を与える事例も生じている。

【課題と検討の方向性】

国立・国定公園は、海域においても我が国の生物多様性の屋台骨としての役割をより積極的に担っていくことが必要であり、また、海域における国民の自然とのふれあいニーズの高まりに対応する上でも、海中から陸域の連続性を確保した海域の保護区の拡充等、海域での生物多様性・景観の保護と適切な利用を図るための措置の充実が課題。

保護措置の検討に当たっては、沿岸域において漁業をはじめとする多様な利用が既に行われていることを踏まえ、これらの海域利用との共存・調整が重要な課題。

国立・国定公園の保全により、公園利用者だけでなく、漁業関係者を含め広く生態系サービスの便益がもたらされるとの視点が、海域での生物多様性保全の保全と持続可能な利用を図る上で、特に重要。

海洋レクリエーションの多様化により、利用の集中や動力船による不適切な利用が海域の動植物に対して悪影響を与えている事例もあることから、海域保全と適切な利用の推進について検討し、必要な措置を講じることが重要。

予防的順応的な手法による生態系管理の充実等

【現状】

自然の風景地の保護のみならず、そこに生息等する野生生物の保護、それらの生息環境の保全など、生物多様性の保全の観点から自然公園が積極的な役割を果たすことが求められている。

近年、シカ等による自然植生等への食害や、他地域からの動植物の侵入あるいは持ち込みによる本来生息・生育していた動植物への影響が深刻化するなど生態系そのものが大きく変化している事例が見られ、生物多様性国家戦略において指摘されている第2の危機及び第3の危機への対応が求められている。

【課題と検討の方向性】

生物多様性の保護、とりわけ生態系の管理には規制的手法では限界があり、モニタリングを基礎とし、それに基づき必要な地域において管理のための具体的な対策を、幅広い参画を得て実施する新たな生態系管理の枠組みが必要。

公園内でのシカ対策は、国立・国定公園外での農林業被害も考慮して、市町村や都道府県とも連携した広域的な対応が必要。

本来生息・生育しない動植物の放出に係る管理強化を図るとともに、外来種コントロールの方針をわかりやすく広く提示し、ボランティアを活用することも検討すべき。

中長期的課題として、脆弱な生態系を有し、その保護の一端を担う国立・国定公園における地球温暖化の影響への対応について取り組むことが重要。

(2) 安全で快適な利用の推進の観点からの施策の充実

【現状】

自然とふれあう機会の増加を求める世論は大きく、特に豊かな自然環境を有する国立・国定公園は、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応え、安全で快適な利用の推進の観点からの施策の充実が求められている。

豊かな自然とのふれあいの場においては、利用施設の整備や適切な維持管理、自然などを案内する施設におけるサービスの質の向上が国民から求められている。

国立公園においては、環境省がその貴重な自然環境を保全再生し、公園利用者に対し基幹的なサービスを提供するため必要な公園事業の担い手としての役割を担うこととなった。

【課題と検討の方向性】

自然とのふれあいの推進にあたっては、利用の集中等による自然環境への影響の防止や、より深く質の高い自然とのふれあい体験を利用者に提供するために、適切な施設整備等を進めることが重要。

利用者の満足度を高め、安全で快適な利用の推進の観点から国立公園事業施設の管理運営の充実を図る必要。そのため、国立公園の中核的施設として整備する環境省の直轄施設について、現場に即した創意工夫によるきめ細かで質の高い管理運営を可能とする制度の導入が必要。

国立・国定公園の利用の推進を検討する上では、公園内外にわたる利用実態、利用の動線等を十分考慮したものであることが重要であり、また、地域振興についても十分な配慮が必要。

外国人に向けた国立公園や美しい自然の紹介等のための取り組みの強化が重要。

(3) その他の課題

現地での管理機能の強化や、ボランティア等の力を一層活用する施策が必要。